

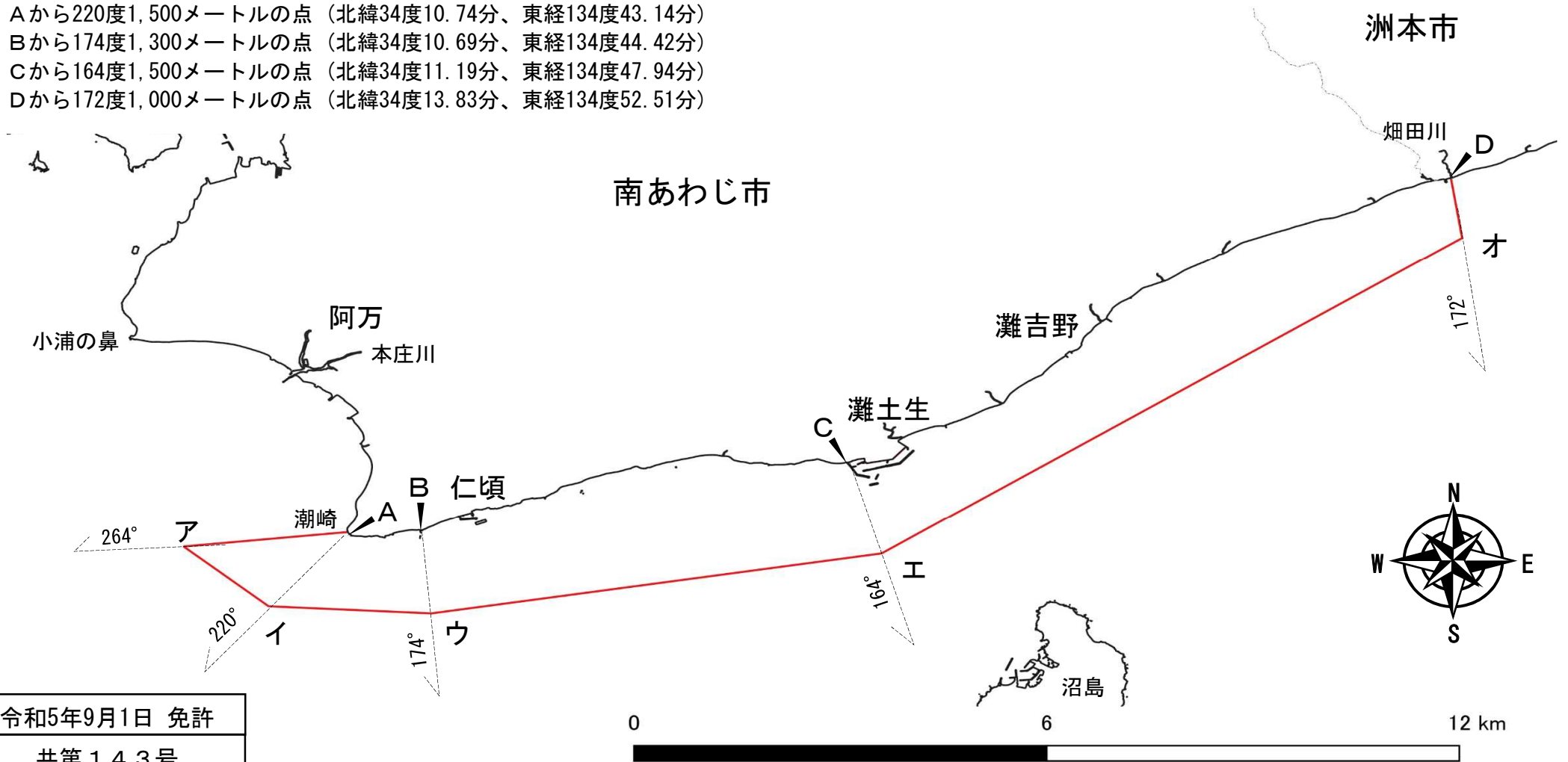
免許番号 共第143号

漁場の位置 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 南あわじ市潮崎西端（北緯34度11.36分、東経134度43.77分）
- B 南あわじ市灘仁頃立岩頂上（北緯34度11.39分、東経134度44.33分）
- C 南あわじ市灘漁港西防波堤基部中央（北緯34度11.97分、東経134度47.67分）
- D 洲本市上灘畑田川尻左岸（北緯34度14.42分、東経134度52.41分）
- ア Aから264度2,000メートルの点（北緯34度11.25分、東経134度42.47分）
- イ Aから220度1,500メートルの点（北緯34度10.74分、東経134度43.14分）
- ウ Bから174度1,300メートルの点（北緯34度10.69分、東経134度44.42分）
- エ Cから164度1,500メートルの点（北緯34度11.19分、東経134度47.94分）
- オ Dから172度1,000メートルの点（北緯34度13.83分、東経134度52.51分）



令和5年9月1日 免許

共第143号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで		1	にし漁業		1月1日から12月31日 まで		潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。
	1	わかめ漁業		2月1日から7月31日 まで		1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	あまのり漁業		11月1日から 4月30日まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	ひじき漁業		11月1日から 6月30日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	ふのり漁業		1月1日から 6月30日まで		1	えむし漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日 まで		2	ます網漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで		2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	ばい漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第143号		摘 要			

免許番号		共第143号		摘要			
共有漁業権事項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	南あわじ市灘土生45番地 南淡漁業協同組合 南あわじ市沼島2367番地2 沼島漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市灘土生45番地 南淡漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		